

寒川町自治基本条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (町の責務) 第6条 町は、まちづくりの指針(前条で定める指針をいいます。以下同じとします。)を実現するため、 _____ _____ _____ _____必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (町の責務) 第6条 町は、まちづくりの指針(前条で定める指針をいいます。以下同じとします。)を実現するため、<u>総合計画(町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画をいいます。)</u>に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。 ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行します。</u>